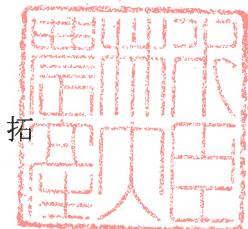


2生産第697号
令和2年7月10日

土壤診断データベース構築推進協議会
会長 松本 聰 殿

農林水産大臣 江藤



令和2年度スマート農業総合推進対策事業費補助金等（データ駆動型土づくり推進事業（土壤診断データベースの構築））の交付決定について

令和2年7月2日付け令2デ構第3号をもって申請のあった令和2年度スマート農業総合推進対策事業費補助金等（データ駆動型土づくり推進事業（土壤診断データベースの構築））については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和2年7月2日付け令2デ構第3号をもって申請（以下「申請書」という。）のあった令和2年度スマート農業総合推進対策事業とし、その内容は申請書の事業の内容及び計画欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 金108,627,179円
補助金の額 金106,000,000円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分及び負担区分欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額にスマート農業総合推進対策事業費補助金等交付要綱（令和2年4月1日付け元農会第863号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別表1に掲げる補助率を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれている場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
- 5 補助事業者は、交付要綱、スマート農業総合推進対策事業実施要綱（令和2年4月1日付け元農会第862号農林水産事務次官依命通知）に従わなければならない。
- 6 補助金交付の条件は、前記5に定めるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 補助事業者は、実績報告（適正化法第14条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下、同じ。）が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を交付要綱別記様式第7号により速やかに農林水産大臣の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。